

たてポカード会員規約

(目的)

第1条 本規約は、立山町地域通貨振興加盟店協会（以下「協会」という。）が運営する地域通貨ポイント制度における、たてポカードの利用に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) たてポカード（以下「カード」という。）

協会が発行するカード型の媒体又はスマートフォン等で利用するアプリケーションにより、ポイントを利用するための手段をいう。

(2) 加盟店

協会に加盟し、カードを使用することができる店舗等をいう。

(会員)

第3条 たてポカード会員（以下「会員」という。）とは、中学生以上で本規約に同意し、協会にカードの入会を申し込み、協会が入会を認めた個人をいう。

2 中学生の入会申し込みには保護者の同意を必要とする。

3 会員登録料及び年会費は無料とする。

(ポイント)

第4条 加盟店での商品又はサービスの購入に対して付与されるポイントを「たてやまポイント」という。

2 立山町が別に定める事業に参画した場合に付与するポイントを「行政ポイント」という。この場合において、行政ポイントは、立山町の実施する事業に応じてカードに付与する。ただし、直接付与できない場合はポイント引換券を発行する。ポイント引換券は、協会事務局その他協会が指定する場所において、行政ポイントと交換することができる。

3 協会事務局その他協会が指定する場所において、現金で購入できるポイントを「プリペイドポイント」という。なお、プリペイドポイントの購入単位は1,000円単位とする。

(カードの所有及び管理)

第5条 カードの所有権は協会に帰属する。

2 会員は、カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

3 カードは会員本人のみが利用できる。

(ポイントの利用)

第6条 会員は、加盟店において商品又はサービスを購入する際に、カードを提示し、又はアプリを使用することにより、ポイントを利用することができる。

2 ポイントは、加盟店において1ポイントを1円として商品又はサービスの支払いに利用することができる。

3 ポイントは、現金と交換することはできない。

(ポイントの付与)

第7条 会員は、加盟店において商品又はサービスを購入する際に、カードを提示し、又はアプリを使用することにより、ポイントの付与を受けることができる。

- 2 たてやまポイントの付与は、原則として税込み110円ごとに1ポイントとする。
- 3 プリペイドポイントを利用して支払いを行った場合は、当該支払金額についてポイントを付与する。
- 4 たてやまポイント又は行政ポイントを利用して支払いを行った場合は、当該ポイントによる支払金額についてはポイントを付与しない。

(ポイントの有効期限)

第8条 たてやまポイントの有効期限は最終利用日から1年間とする。ただし、キャンペーンその他特別の事業により付与するたてやまポイントについては、別に有効期限を定めることがある。

- 2 行政ポイントの有効期限は、立山町が別に定めるものとする。
- 3 プリペイドポイントの保有上限は30,000ポイントとし、有効期限は購入日から6か月間とする。

(禁止事項)

第9条 会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) カードを第三者に貸与し、譲渡し、又は使用させる行為
- (2) カードを不正に取得し、又は使用する行為
- (3) カードの改ざん、複製その他不正な方法によりポイントを取得する行為
- (4) 本制度の運営を妨げる行為
- (5) その他協会が不相当と認める行為

(カードの破損、紛失、盗難等)

第10条 会員はカードの破損、紛失、盗難が発生した場合は、速やかに協会事務局に届け出るものとする。

- 2 カードの再発行を希望する場合は、協会事務局においてデータを引き継いだ後、カードを再発行する。ただし、カード型媒体の再発行手数料として所定の金額を支払うものとする。
- 3 紛失等により生じた損失については会員の負担とし、協会は補償しない。

(届出事項の変更)

第11条 住所、氏名等、入会時の届出事項に変更が生じた場合は、協会事務局に届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、カードの機能を停止し、会員資格を喪失させることがある。

- (1) 入会時に虚偽の申請をした場合
- (2) 不正にカードを使用した場合

(3) カードを改ざんした場合

(4) 本規約に違反した場合

2 前項の場合、カードに残存するポイントは無効となる。

(ポイントの取消し)

第13条 協会は、不正又は誤って付与されたポイントについて、会員の承諾なく取り消すことができる。

(カードの使用停止)

第14条 システム障害、通信障害、保守点検その他やむを得ない事由により、カードを使用できないことがある。

(個人情報の保護)

第15条 会員から収集した個人情報は、紛失、破壊又は改ざんを防止する措置を講ずるとともに、サービスの向上及び改善の目的のために利用する。

2 個人情報は、法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供しない。

(退会)

第16条 会員が退会する場合は、協会に届け出るものとする。

2 カード型媒体を使用している場合は、カードを返却するものとする。

(規約の変更)

第17条 協会は、本規約を変更することがある。

2 規約を変更した場合は、ホームページその他の方法により周知する。

(規約に定めのない事項)

第18条 本規約に定めのない事項については、協会が別に定めるところによるものとする。

附 則

この規約は、令和元年9月30日から施行する。

附 則 (令和8年2月5日改正)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。